

羽生市告示 乙 第 153 号

差押調書及び配当計算書の公示送達について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により次のとおり告示する。

なお、当該書類は、収納課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

また、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、その送達があったものとみなす。

送達すべき書類	差押調書	(謄本)	令和8年5月22日発行
	配当計算書	(謄本)	令和8年6月1日発行
氏	名	長岡	啓通

令和 8 年 6 月 8 日

羽 生 市 長 河 田 晃 明